

常任委員会審査状況

総務委員会

審査のポイント（議案第67号）

「鈴鹿市実費弁償条例の全部改正について」

（問） 今回の条例で新たに設定した実費弁償額、日当 8,800 円の算定根拠について尋ねる。

（答） 実費弁償額の日当 8,800 円については、鈴鹿市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例に規定する非常勤の特別職の日額を基準として決定したものである。

審査のポイント（議案第79号）

「市長及び副市長の給与等に関する条例等の一部改正について」

（問） 今回の改正は人事院勧告に基づき、民間事業所との差を埋めるための増額とのことであるが、その調査対象となった民間事業所の規模は、どの程度のものが基準とされたのか。

（答） 企業規模が 50 人以上、かつ事業所規模が 50 人以上の事業所が対象となった。該当する事業所数は全国で 5 万 5,000 か所あり、そのうちの 1 万 2,400 か所を対象として調査が実施された。

文教環境委員会

審査のポイント（議案第64号）

「鈴鹿市いじめ問題対策連絡協議会の設置等に関する条例の制定について」

（問） 鈴鹿市いじめ問題対策連絡協議会について、年 2 回（年度当初と 11 月）開催するということが、このような開催回数では、実効性がないように思われる。いじめ問題は日常的に起きており、毎日の現場の状況を協議会はどのように吸い上げるのか。

（答） 学校と教育支援課とが、絶えず緊密に連携しながら対処する。その中で起こった問題等で情報発信が必要なものは、協議会以外の場でも連絡をする。協議会の中では、現状の報告であるなど、関係団体の取り組みや喫緊の課題の普及啓発などの共通理解を継続して積み重ねていきたい。

生活福祉委員会

審査のポイント（議案第76号）

「鈴鹿市国民健康保険条例の一部改正について」

（問） 健康保険法施行令の一部改正により、出産育児一時金の支給額を見直し、第 5 条第 1 項のただし書中「3 万円」を「1 万 6 千円」に改めるということだが、この内容について。

（答） 分娩に関連して重度脳性麻痺となった方やその家族の、経済的な負担を緩和するために設けられた産科医療補償制度であり、この掛け金によって、総額で 3 千万円の補償を受けられる。掛け金は医療機関が払い、補償は受診者が受けることになる。金額の引下げに伴う差額は、出産育児一時金を 39 万円から 40 万 4 千円に増額することとし、総支給額の 42 万円は変更しない。

産業建設委員会

審査のポイント（議案第73号）

「損害賠償の額の決定及び和解について」

（問） 今回の件は樹木の残木跡でのけがということであるが、遊具でけがをした場合は、鈴鹿市としての対応はどうか。

（答） 遊具でけがをした場合は、公園管理者（市）としての責任や、製造物責任法による遊具のメーカーの責任等が考えられ、事例や状況によって対応の仕方が変わってくると考えられる。